

感震ブレーカー設置補助事業Q & A

◇感震ブレーカーの概要

Q 感震ブレーカーとは？

A 大規模地震（概ね震度5以上）が発生した際に、電気に起因する火災を防ぐため、一定の揺れを感知すると通電を遮断するブレーカー（器具）となります。

Q 感震ブレーカーは、どのくらいの揺れで作動しますか？

A メーカーにより異なりますが、震度5強以上で作動します。

Q 感震ブレーカーには、どんな種類がありますか？

A ①センサーが分電盤に内蔵されている製品

②既存の分電盤に、外からセンサーを取り付ける製品

※①、②は一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007 付2）の規格に該当するものが補助金の対象となります。規格については、必ず電気工事店その他製品カタログ等でご確認をお願いします。

※内蔵されている製品の場合は、既存の分電盤と取り換えることとなります。

※その他、電気工事不要の簡易タイプやコンセントタイプがありますが、補助金の対象とはなりません。

Q 補助対象が、分電盤タイプだけなのはなぜですか？

A 分電盤タイプは、安全性及び動作の確実性が高い一方で、費用が高額なことや、電気工事が必要となることなど、普及には時間を要するものと思われます。このことから、分電盤タイプを補助対象とし、設置を推進することで、地震による通電火災からの人的・物的被害の軽減及び延焼火災の発生防止を図るため、建物全体の通電を遮断する分電盤タイプを対象としています。

Q 建物すべての電気を遮断するのですか？

A はい。そのため、医療機器や防犯設備など、災害時においても通電が必要な設備等に影響が出る可能性があります。

また、夜間に地震が発生した場合、照明が消えることで、避難の妨げになることも考えられますので設置前にご留意願います。

Q どのくらいの費用を見込んでおけば、よいでしょうか？

A 分電盤の種類により金額が異なります。電気工事店等の見積書にてご確認をお願いします。

◇補助対象者等について

Q 設置工事等の経費は、申請者がいったん全額払うのですか？

A はい。工事が完了してから実績報告書等を提出していただき、その書類を審査したうえで、交付確定通知書を発行し、請求書の提出を受け、指定の口座に補助金を振り込みます。

Q 事業所や個人宅兼事業所は申請できますか？

A 個人の住宅が対象のため、事業所は対象となりません。

また、個人宅兼事業所の場合は、自宅と事業所の分電盤が別々に設置されていれば、自宅分については補助金の対象となります。

Q 2世帯住宅にそれぞれ分電盤があるが、2つとも申請できますか？

A それぞれの分電盤について申請できます。

Q 母屋と付属屋にそれぞれ分電盤があるが、2つとも申請できますか？

A それぞれの分電盤について申請できます。

Q 賃貸住宅（アパート等）の場合に、所有者から空部屋も併せて一括して申請できますか？

A 所有者による一括申請はできません。アパート等の集合住宅は、各部屋の居住者が申請を行ってください。また、空部屋、町営住宅・県営住宅は補助の対象外となります。

Q 借家に居住しています。申請はできますか？

A 申請は可能です。ただし、申請書（様式1号）に記載欄のある所有者の承諾

を得てから申請をしてください。アパート等の集合住宅も同様です。

Q 申請者等、自身で感震ブレーカーの設置ができます。どこまで補助対象となりますか？

A 感震ブレーカーの購入費のみ対象となります。

◇申請について

Q 申請は、いつ行えばよいですか？

A 既存住宅等は感震ブレーカーを設置する前に、危機管理局に申請してください。

新築の場合は分電盤の設置工事が始まる前に申請してください。また、申請前に危機管理局までご相談ください。

申請は、令和6年度のみ7月1日（月）、以降各年度は4月1日以降から受け付けます。

Q 申請書は、どこでもらえますか？

A 危機管理局、町内3支所、本庁地域振興課にあります。また、町ホームページからもWord形式でダウンロードできますのでご活用ください。

Q 申請の受付場所は、どこですか？

A 原則は危機管理局に提出してください。持参の場合は、3支所や本庁地域振興課でも受け付けますが、書類の審査は危機管理局で行います。

Q 申請書は、郵送してもいいですか？

A 郵送でも受け付けます。

ただし、書類に不備があった場合は申請書の返却、確認事項があった場合は、連絡することがありますのでご承知ください。

Q 申請の締め切りは、ありますか？

A 原則として各年度毎、2月末日（末日が土日・祝祭日に当たる場合は前金曜日）までに電気工事等の完了、実績報告書等の提出ができる期間で申請をお願いします。

なお、予算が限られているため、先着順での受付となりますのでご了承ください。

Q 新築であることが確認できる書類の写しとはなんですか？

A 建築確認済証（写）等の写しを添付してください。

Q 特例世帯に属することが証明できる書類の写しとはなんですか？

A 要介護認定介護3以上の場合は、介護度の記載のある保険証の写し、各種手帳は手帳の名称、等級等が記載された箇所を写しを添付してください。

Q 補助金の振込先は、申請者と異なる名義人の口座でもいいですか？

A 原則は申請者の口座となりますが、親族等の口座でも問題ありません。
請求書下部の注意書きをご確認ください。

◇申請後の工事等の変更について

Q 工事を止めたいのですが？

A (1) 電気工事店に連絡して、キャンセルできるか、相談してください。
(2) その後、すみやかに、変更承認申請書（様式3号）を危機管理局に提出してください。

Q 工事内容・金額を変更したいのですが？

A (1) 電気工事店に相談して、変更後の見積書をもってください。
(2) その後、すみやかに、変更承認申請書（様式3号）を危機管理局に提出してください。

◇設置後について

Q 設置した感震ブレーカーの点検は、必要ですか？

A 特に必要ありません。ただし、製品の取扱い説明書に従ってください。

Q 耐用年数はどれくらいですか？

A 感震ブレーカーを含む、一般的なブレーカーに使用されている電気部品の推奨交換時期は、10年～15年程度のため、その期間を超えたら、電気工事店等へ点検について相談してください。